

令和における 福生市立学校の在り方検討委員会

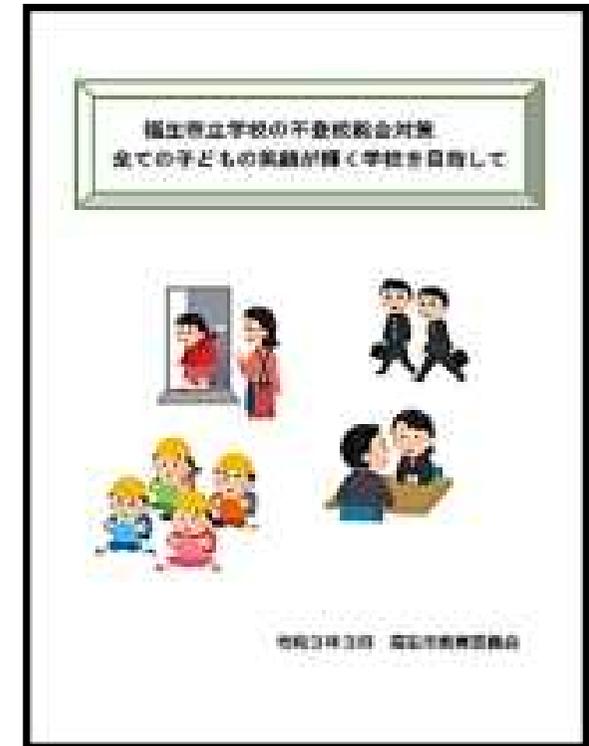
日時：令和5年7月18日（火）午後3時から午後5時まで

会場：福生市役所第1棟2階第1・第2会議室

内容

1 不登校の概要と現状

2 不登校児童・生徒への支援について



Ⅰ 不登校の概要と現状

(1) 不登校の定義

長期
欠席

不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

病気

本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者

経済的理由

家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者

その他

保護者の教育に対する考え方、登校についての無理解、家族の介護・家事手伝い等の家庭事情、国内外への旅行等

令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より

(2) 教育機会確保法

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年）

第三条 基本理念

- 一 全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が、図られるようにすること。

- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童・生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

(4) 不登校の現状

不登校の要因

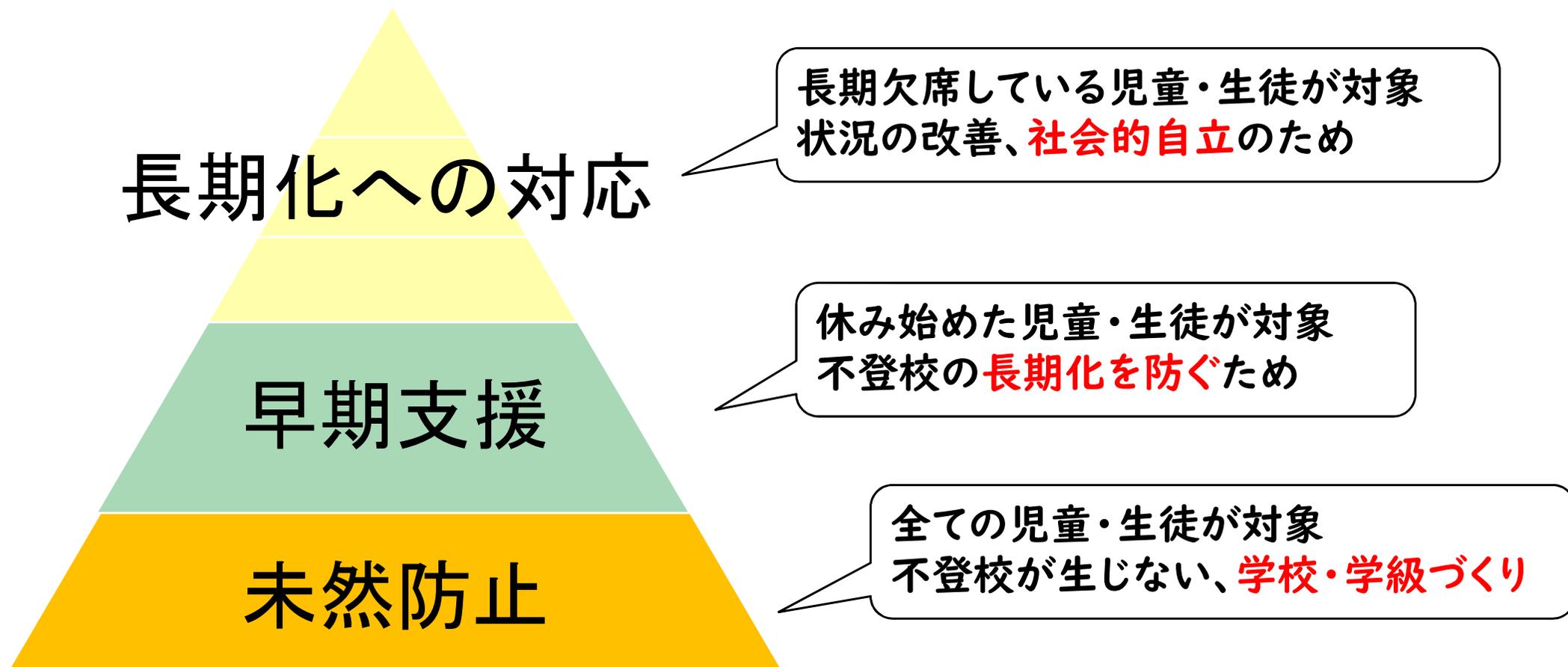
学校に係る状況	家庭に係る状況	本人に係る状況
<ul style="list-style-type: none">・いじめ・いじめを除く友人関係・教職員との関係・学業の不振・進路に係る不安 など	<ul style="list-style-type: none">・家庭の生活環境の急激な変化・親子の関わり方・家庭内の不和	<ul style="list-style-type: none">・生活リズムの乱れ、あそび、非行 ・無気力、不安

令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より

不登校になっていること自体は、「問題となる行動」ではない。

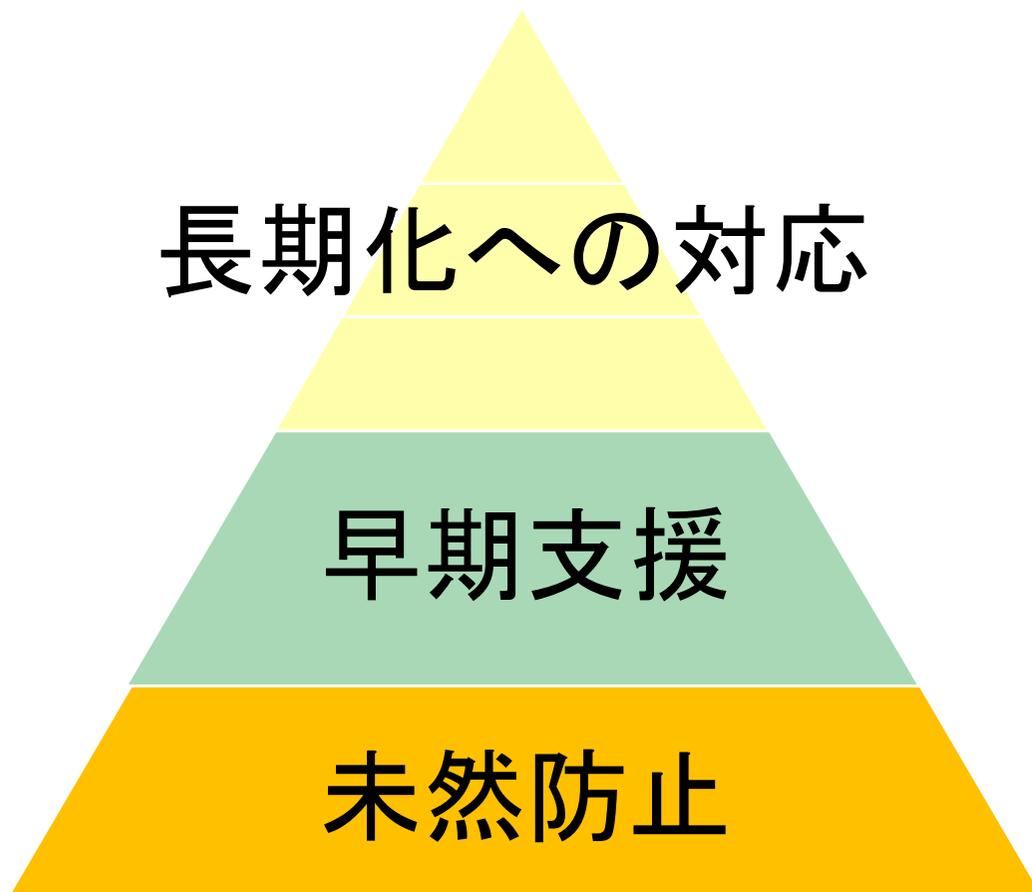
2 不登校児童・生徒への支援について

(1) 学校における支援の「三つの段階」



参考:児童・生徒を支援するためのガイドブック(東京都教育委員会)より

(1) 学校における支援の「三つの段階」



不登校児童・生徒個別支援カルテ

児童・生徒欠席状況一覧

居場所づくり・きずなづくり

参考:児童・生徒を支援するためのガイドブック(東京都教育委員会)より

(1) ア 居場所づくり・きずなづくり(未然防止)

【魅力ある学校づくり】

→すべての子どもたちが通いたくなる学校を子どもたちの声に耳を傾けながら、教職員が一丸となって楽しく作る。

学校や学級をすべての児童・生徒にとって安心・安全な場所にする居場所づくり

日々の生活で全員が活躍し互いが認められる場や機会を設定するきずなづくり



福生第二中学校の取組

【研究主題】

一人一人の生徒が夢や希望をもって生活する学校づくり
～生徒が活躍できる「仕掛け」の工夫～

学習場面での仕掛け

生活場面での仕掛け

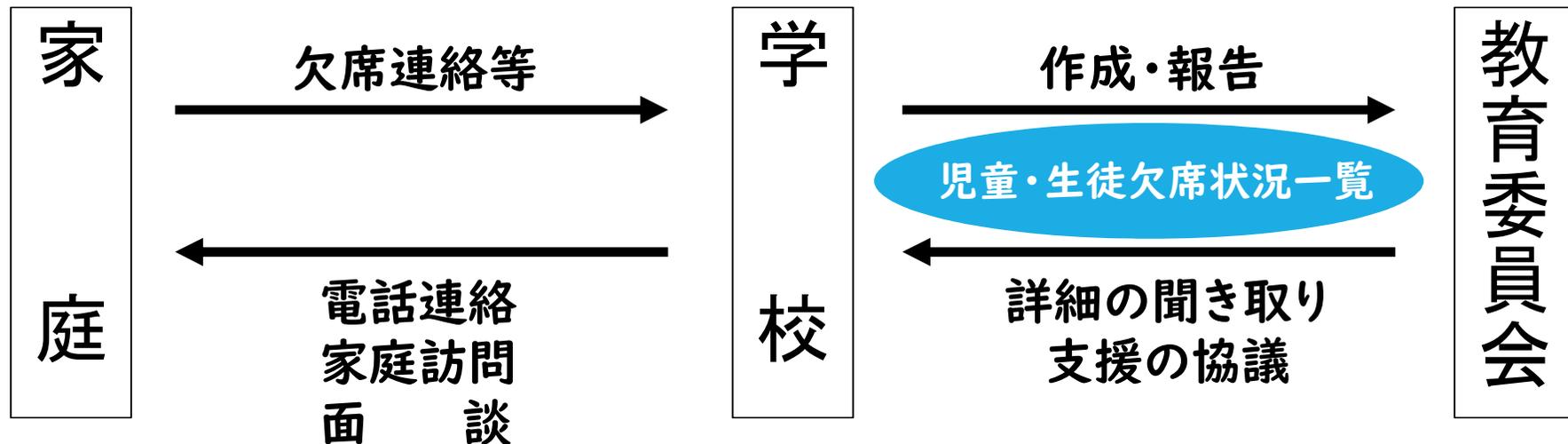
(1)イ 児童・生徒欠席状況調査(早期支援)

【学校と家庭】

- ・欠席時の連絡の徹底
- ・家庭訪問の実施(配布物を届ける等)
- ・面談の実施(連続欠席7日)

【学校と教育委員会】

「児童・生徒欠席状況一覧」の作成
→休み始めの児童・生徒に対する支援の在り方について協議する。



(1)ウ 不登校児童・生徒個別支援カルテ

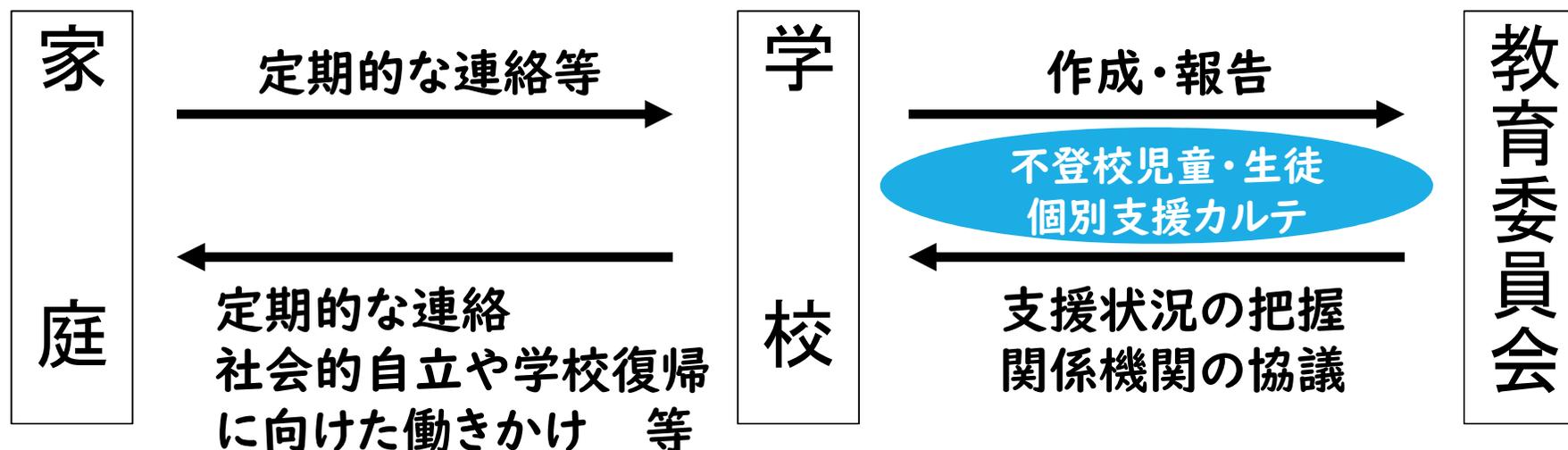
(長期化への対応)

【学校と家庭】

- ・定期的な連絡
- ・家庭訪問等の実施
- ・関係機関の提案

【学校と教育委員会】

「不登校児童・生徒個別支援カルテ」の作成
→欠席が長期化している児童・生徒の社会的自立
や学校復帰に向けた支援の在り方を検討する。



(2) 関係機関との連携

1 SC・SSW

在籍校

フリースクール等

2 家庭と子どもの
支援員

5 学校適応支援室
(そよかぜ教室)

3 校内別室

4 教育相談室

不登校特例校

- 1 教育機会確保法により、不登校の捉えが変化
- 2 不登校は、問題行動ではない
- 3 不登校は、増加傾向
- 4 不登校の原因は、一人一人、様々で複雑
- 5 市・学校は、未然防止、早期支援、長期化への対応
- 6 あらゆる機関と連携

全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が、図られるようにすること。

協議

今後の不登校児童・生徒の支援のための 学校の在り方

- 1 教育機会確保法により、不登校の捉えが変化
- 2 不登校は、問題行動ではない
- 3 不登校は、増加傾向
- 4 不登校の原因は、一人一人、様々で複雑
- 5 市・学校は、未然防止、早期支援、長期化への対応
- 6 あらゆる機関と連携

① 7組の学校化、分校化

② 多様化する子どものニーズへの対応

③ 義務教育終了後の継続した支援の在り方